



佐賀県公報

平成16年
1月13日
(火曜日)
第 12402号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告 示

- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく指定認証機関の指定
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称及び所在地の変更
 - 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退
 - 救急病院の認定
 - 平成十五年度木材業者の登録
 - 道路の区域の変更
 - 道路の供用開始
 - 道路の区域の変更
 - 道路の供用開始
 - 道路の区域の変更
 - 道路の供用開始
 - 道路の区域の変更
 - 道路の供用開始
 - 道路の区域の変更
 - 過疎地域自立促進特別措置法に基づく肥前町道に関する改築工事の完了
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|---------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (一一・河川砂防課) | (二〇・ | (一九・ | (一八・ | (一七・ | (一六・ | (一五・ | (一四・ | (一三・ | (一二・ | (一一・ | (一〇・ | 六 五 | 五 五 | 四 四 | 三 三 | 二 二 | 一 一 | （九・林政課） | （八・医務課） | （六・〃） | （七・〃） | （八・道 路 課） | （九・道 路 課） | （五・長寿社会課） | （五・長寿社会課） |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|---------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|

- 基本測量の終了
- 開発行為に関する工事の完了

(監理課) 六
(まちづくり推進課) 六

○ 告 示

●佐賀県告示第四号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百三号)第三十四条第一項の規定により、次のとおり同項に規定する認証事務(以下「認証事務」という。)を指定認証機関に行わせることとした。

平成十六年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 指定認証機関の名称

財団法人自治体衛星通信機構

二 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門五丁目十二番一号

三 認証事務を行わせることとした日

平成十五年十一月二十六日

●佐賀県告示第五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十六年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日		
				新	旧
通所介護	デイサービスセンター ふくふく	佐賀市鍋島町大字森田 八二番地三	新	佐賀市鍋島町大字森田 八二番地三	旧
医療法人福岡病院	佐賀市開成六丁目一四	番一〇号	平成一六・一・一	佐賀市開成六丁目一四	平成一六・一・一
● 佐賀県告示第六号	介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。	佐賀県知事 古川 康	平成十六年一月十三日	佐賀県知事 古川 康	平成十六年一月十三日
看護	サービスの種類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日	
指定訪問	新	済生会訪問看護ステーションなでしこ	唐津市元旗町八一六番	平成一五・一・一	
看護	新	ショーンなでしこ	地二一七		
指定訪問	新	訪問看護ステーションなでしこ	唐津市元旗町八一七番		
看護	旧	地			

● 佐賀県告示第七号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第二百二十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があつた。

平成十六年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

松永内科医院

佐賀市高木瀬西一丁目三番一五号

平成一六・一・一・一

名 称	所 在 地	登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所	名 称	氏 名 又 は 代 表 者 名
佐賀県知事	古 川 康	佐木鹿 第37号	平成15年12月18日	鹿島市大字納富分甲116番地6	山口木材	山口 輝喜
● 佐賀県告示第九号						
佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十一号）第五条第一項の規定により、平成十五年度木材業者を次のとおり登録した。						

● 佐賀県告示第八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成十六年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康

康

● 佐賀県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年一月十三日から平成十六年二月十一日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後 の 別 前	幅 員 メートル	延 長 メートル	区域
	区	間				
県道 川棚有田線	西松浦郡有田町中部字脇水乙七七五番三地先から	西松浦郡有田町中部字大野原乙二五	後	五五・〇	一五・〇	区域
	西松浦郡有田町中部字脇水乙七七五番三地先まで	西松浦郡有田町中部字大野原乙二五	前	五五・〇	一五・〇	区域
	西松浦郡有田町中部字大野原乙二五	西松浦郡有田町中部字大野原乙二五	一五・〇	二、二七六・七	二、二七六・〇	区域
	二九番一地先まで	二九番一地先まで				

●佐賀県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年一月十三日から平成十六年二月十二日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川棚有田線	西松浦郡有田町中部字脇水乙七七五番三地先から	平成一六・一・一三

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年一月十三日から平成十六年二月十二日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後 の 別 前	幅 員 メートル	延 長 メートル	区域
	区	間				
県道 山本波多津線	伊万里市波多津町畠津字前田一六〇四番一地先から	伊万里市波多津町畠津字八斗田一二	後	二三・六	四九五・六	区域
	伊万里市波多津町畠津字前田一六〇四番一地先まで	伊万里市波多津町畠津字八斗田一二	前	一一・四	五〇四・五	区域
	伊万里市波多津町畠津字八斗田一二八九番一地先から	伊万里市波多津町畠津字八斗田一二八九番一地先まで	一六・〇	六・六	一六・一	区域
	伊万里市波多津町畠津字八斗田一二八九番一地先まで	伊万里市波多津町畠津字八斗田一二八九番一地先まで				

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後 の 別 前	幅 員 メートル	延 長 メートル	区域
	区	間				
県道 伊万里市波多津町畠津字八斗田一二八九番一地先から	伊万里市波多津町畠津字前田一六〇四番一地先から	伊万里市波多津町畠津字前田一六〇四番一地	後	二三・六	四九五・六	区域
	伊万里市波多津町畠津字前田一六〇四番一地先まで	伊万里市波多津町畠津字前田一六〇四番一地	前	一一・四	五〇四・五	区域
	伊万里市波多津町畠津字前田一六〇四番一地先から	伊万里市波多津町畠津字前田一六〇四番一地先まで	一六・〇	六・六	一六・一	区域
	伊万里市波多津町畠津字前田一六〇四番一地先まで	伊万里市波多津町畠津字前田一六〇四番一地先まで				

日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年一月十三日から平成十六年二月十二日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十三日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区	域	後の別前 変更前	幅員 メートル	延長 メートル	県道 伊万里畠川内厳木線	伊万里市波多津町馬蛤潟字牛の木五〇一二番	伊万里市波多津町内野字下田一二九二番一地	平成一六・一・一三	供用開始の期日
	前	後										
伊万里畠川内 厳木線	○一一番八地先から 伊万里市波多津町内野字下田一二九	二番一地先まで	伊万里市波多津町馬蛤潟字牛の木五	前	後	五一・五			伊万里市波多津町馬蛤潟字牛の木五〇一二番	伊万里市波多津町内野字下田一二九二番一地	平成一六・一・一三	
	○一一番八地先から 伊万里市波多津町内野字下田一二九	二番一地先まで	伊万里市波多津町馬蛤潟字牛の木五	五・五	七・六	一、九四九・〇						
			伊万里市波多津町馬蛤潟字牛の木五	一、九七八・二								

●佐賀県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年一月十三日から平成十六年二月十二日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十三日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区	域	後の別前 変更前	幅員 メートル	延長 メートル	県道 武雄伊万里線	武雄市武内町大字真手野字赤穂山一 九五七七番一地先から 武雄市武内町大字真手野字前龜一九 七四四番一地先まで	武雄市武内町大字真手野字赤穂山一 九五七七番一地先から 武雄市武内町大字真手野字前龜一九 七四四番一地先まで	平成一六・一・一三	供用開始の期日	
	前	後											
	前	後											
	七・一	一四・〇	一・六	一七・八									
			四九〇・〇	四九〇・八									

●佐賀県告示第二十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づき、県が行つた次の町道に関する改築工事を完了した。

その区域を表示した図面は、平成十六年一月十三日から平成十六年二月十二

平成16年1月13日(火)

佐賀県公報

日本まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般的の縦覧に供する。

平成十六年一月十二日

佐賀県知事 古川 康

市町村名	町道の 路線名	工事区間	延長 メートル	工事の 種類	工事完了の日	
肥前町	万賀里川 満越線	東松浦郡肥前町大字満越字カメ の辻五六六番二地先から 東松浦郡肥前町大字満越字チリ フ八八六番五地先まで	八六七・ 五	道路改良	平成15 ・11・ 五	○ △ ■

●佐賀県告示第111号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び嬉野町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月十二日

佐賀県知事 古川 康

式浪地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次直線で結んだ線及び標柱5号と標柱1号を直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	大字	字	地番
一	藤津郡	嬉野町	下野	倉ノ上	丙九九八番
二	"	"	"	"	丙1〇〇一一番
三	"	"	"	"	丙1〇〇一四番
四	"	"	"	"	丙1〇一一一番

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成16年1月13日

佐賀県知事 古川 康

1 作業種類 基本測量(基準点測量)

2 作業期間 平成15年5月20日から平成15年12月20日まで

3 作業地域 多久市及び伊万里市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年1月13日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三義基郡北茂安町大字白壁字一ノ原4049番34、4049番35、4109番2、4109番3、4114番1及び4114番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮崎県日向市龜崎二丁目97番地
日高史昭